

行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況一覧表

(都島区役所)

令和5年3月31日現在

使用許可/貸付	種別	施設名(財産名称)	所在地					用途	許可数量 /貸付数量	単位	相手方氏名	減免率 (%)	年間使用料総額/ 年間貸付料総額(円)	減免前使用料/ 減免前貸付料(円) ※参考金額を含む	減免理由
			市内/市外	区	町番	丁番	地番								
使用許可	土地	都島区役所	大阪市内	都島区	中野町	2丁目	178-1	障がい者自立支援のための販売所の設置	8.00	㎡	社会福祉法人治栄会	100	0	466	大阪市財産条例第7条第4項(3)の「公益上その他の事由により特に必要がある場合」に該当
貸付	土地	高倉地域集会所	大阪市内	都島区	御幸町	2丁目	114-1	集会所・会館	495.32	㎡	みゆきコミュニティホール運営委員会	100	0	3,994,260	地域コミュニティの醸成に資する使用
貸付	建物	みゆきコミュニティホール	大阪市内	都島区	御幸町	2丁目	114-1	集会所・会館	105.00	㎡	みゆきコミュニティホール運営委員会	100	0	4,507,725	コミュニティ育成事業(都島区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	桜宮老人憩の家	大阪市内	都島区	東野田町	1丁目	10-12	老人憩の家	174.82	㎡	桜宮老人憩の家運営委員会	100	0	1,442,265	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	西都島老人憩の家	大阪市内	都島区	都島本通	2丁目	12-2	老人憩の家	339.00	㎡	西都島老人憩の家運営委員会	100	0	2,322,995	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	大東会館	大阪市内	都島区	大東町	2丁目	81番外2筆	集会所・会館	128.97	㎡	大東福祉会館運営委員会	100	0	514,806	コミュニティ育成事業(都島区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	大東老人憩の家	大阪市内	都島区	大東町	2丁目	19	老人憩の家	509.04	㎡	大東地域社会福祉協議会	100	0	2,908,872	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	大東老人憩の家	大阪市内	都島区	大東町	2丁目	19	老人憩の家	103.41	㎡	大東地域社会福祉協議会	100	0	2,908,872	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	地域コミュニティ育成事業用地(都島本通3丁目)	大阪市内	都島区	都島本通	3丁目	417	資材置場	74.67	㎡	西都島連合振興町会	100	0	812,256	地域コミュニティの醸成に資する使用
貸付	土地	地域集会所(都島区東野田町)	大阪市内	都島区	東野田町	3丁目	96-7	集会所・会館	19.63	㎡	桜宮連合第13町会地域集会所管理者	100	0	202,463	コミュニティ育成事業(都島区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	地域集会所(都島区友洲町)	大阪市内	都島区	友洲町	2丁目	131	集会所・会館	119.40	㎡	高一会館運営委員会	100	0	626,850	コミュニティ育成事業(都島区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	中野老人憩の家	大阪市内	都島区	中野町	3丁目	333-1	老人憩の家	358.93	㎡	中野福祉会館老人憩の家運営委員会	100	0	2,961,173	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	東都島集会所	大阪市内	都島区	都島本通	4丁目	5	集会所・会館	157.30	㎡	東都島福祉会館運営委員会	100	0	1,091,076	コミュニティ育成事業(都島区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	友洲福祉会館老人憩の家	大阪市内	都島区	友洲町	1丁目	3-110	老人憩の家	295.12	㎡	友洲福祉会館老人憩の家運営委員会	100	0	1,992,060	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	淀川地域老人憩の家	大阪市内	都島区	毛馬町	2丁目	90-14	老人憩の家	242.88	㎡	淀川地域老人憩の家運営委員会	100	0	1,080,176	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	淀川地域老人憩の家	大阪市内	都島区	毛馬町	2丁目	90-14	老人憩の家	102.24	㎡	淀川地域老人憩の家運営委員会	100	0	1,080,176	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため

※無償(減免率100%)の物件については、減免前使用料/減免前貸付料(円)欄に、仮に試算した参考金額を記載しており、実際の使用料・貸付料とは異なります。

※専ら本市の事務事業に供するために設置された電柱若しくは電線路又は水道管、ガス管その他埋設物、施設及び定額物件は除きます。